

議案第 34 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大野第 5 駐輪場の項を削る。

別表第 2 の 1 の表大野第 5 駐輪場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 6 年 4 月 1 日前に大野第 5 駐輪場の施設又は設備の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第 16 条の規定による当該施設又は設備の全部又は一部を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日前にした行為（大野第 5 駐輪場を使用した者に係る行為

に限る。) に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

市民サービスの更なる向上を図るため、大野第5駐輪場の運営を民間事業者に引き継ぐこととすることから、公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。